

新安第 4 6 0 号  
令和 3 年 3 月 2 2 日

各区自治協議会長 様

新潟市長 中原 八一  
(担当 市民生活部市民生活課)

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づく「推進計画」を策定し、各種防犯対策に努めています。

この推進計画の策定及び取り組みに関する評価・意見などを頂くため、貴自治協議会からご推薦いただいた委員の任期が 3 月末日で満了となります。

つきましては、改めて 1 名の方を下記のとおりご推薦いただきたく依頼申し上げます。

なお、令和 3 年度は第 6 次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画策定のため、計 2 回の会議開催を予定していますのでご承知おきください

また、女性が被害者となる犯罪が多く、女性の視点に立ったご意見を計画策定や取り組みに反映させていきたいと考えておりますので、女性委員の推薦にご配慮頂きますようお願いいたします。

#### 記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 委 嘱 期 間     | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日  |
| 2 会 議 開 催 回 数 | 年 1~2 回を予定 (1 回 2 時間程度)  |
| 3 委 員 報 酬     | 会議 1 回につき 13,000 円を支給  |
| 4 推 薦 方 法     | 別紙「委員推薦書」に記入し、提出をお願いします。<br>会議の開催は平日の日中を予定しています。出席が可能な方をご推薦ください。現在委嘱を受けている委員も再任可能です。 |
| 5 回 答 期 限     | 令和 3 年 5 月 31 日 (月)<br>総会の関係で提出が遅れる場合は、ご連絡ください。                                      |
| 6 添 付 資 料     | 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要  |

#### 【事務局】

新潟市市民生活部市民生活課  
安心・安全推進室 担当：山内  
TEL 025 - 226-1110 (直通)  
FAX 025 - 223-8775

## 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要

### 1 目的

犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」を策定するにあたり、必要な事項について調査・審議し、市長に建議する。

### 2 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

平成19年4月、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例の施行により、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画の策定が義務付けられた。計画期間は3年。平成19年度に第1次推進計画が策定され、第5次計画（令和元年度～令和3年度）まで策定され、この計画に基づき市の防犯施策が進められています。

計画は、「犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現」を目標とし、市内の犯罪の現状を示したうえで、目標達成のための基本的な方針、重点目標及び取り組み事項を記載している。

### 3 委員

11人(令和2年度以前から3人減員)

[任期2年：令和3年4月1日～令和5年3月31日]（再任は可能）

新潟市附属機関等に関する指針第2条第1項第5号により、原則として通算6年を超えないものとする。

会長・副会長は、任期ごとに委員の互選によって定め、会長は議長を務める。

前期の会長は野口弁護士、副会長は内木東青山小学校長でした。

報酬は、会議1回13,000円

### 4 会議開催

例年、会議で集まっていたのは1回ですが、令和3年度は第6次推進計画策定のため、下記のとおり2回を予定しています。

### 5 第6次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画の策定予定

- |                     |      |                  |
|---------------------|------|------------------|
| ・委員への事前説明(推進協議会)    | 令和3年 | 4～5月頃            |
| ・委員へのアンケート実施(意見・要望) |      | 6月頃              |
| ・計画案審議(推進協議会)       |      | 9月2日             |
| ・パブコメ案確認(推進協議会文書会議) |      | 11月頃             |
| ・パブリックコメントの実施       |      | 12月中旬～1月中旬(30日間) |
| ・成案確認(推進協議会)        | 令和4年 | 2月3日             |
| ・協議会より答申            |      | 3月中旬             |
| ・計画の決裁              |      | 3月下旬(庁内決裁)       |
| ・計画の施行              |      | 4月1日～            |

### 6 関係条例等

- (1) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第8条第2項（協議会の趣旨）
- (2) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則
- (3) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の委員の公募に関する要領
- (4) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会傍聴に関する要領